

栃木会館跡地整備事業募集要項等に係る質問及び回答（取扱整理）

No.	質問	回答
15	<p>対象地を県から購入する際に、信託受益権を設定のうえ契約することは可能でしょうか。</p>	<p>募集要項において、「所有権を第三者に移転し、又は第三者のために権利を設定してはならない」と定めているため、県や事業者は、信託受益権を設定した上で契約することはできません。</p> <p>ただし、所有権を第三者に移転せず、かつ第三者のために権利を設定しない場合であって、県の承諾を得た場合は、この限りではありません。</p>
16	<p>対象地を購入するにあたり10年間の転売等禁止の記載がありますが、やむを得ない事由により県が承諾した場合はこの限りではないと読み取っても構いませんか。また、その場合、信託受益権を設定のうえ転売することは可能でしょうか。</p>	<p>本事業は、転売を前提とするものではありませんが、やむを得ない事由があり、県が承諾した場合には、転売禁止期間中であっても転売を認めることがあります。</p> <p>ただし、信託受益権については、県の承諾を前提として、かつ「所有権を第三者に移転せず、及び第三者のために権利を設定しない」場合に限り認められるものであるため、信託受益権を設定した上での転売は認められません。</p>